

市民意見の概要及び事業者の見解

| 市民意見の概要 | 意見についての事業者の見解 |
|---|--|
| <p>新南工場では、新たに家庭系その他プラ等が処理対象物に追加されている。焼却する際の可燃ごみとプラスチック類の割合によって、排出ガスの性質は変化すると考えられる。排ガス処理設備を高度化しているが、想定通りの効果が本当に得られるのか疑問である。</p> <p>排出ガス量及び排出濃度が低減又は抑制するとしているが、根拠は理論値又は実績値どちらか。</p> <p>仮にプラスチック類のみを焼却したとしても、排出ガス量及び排出濃度は、低減又は抑制されるのか。</p> | <p>新南工場では、排ガス処理設備を高度化し、現南工場よりも厳しい、本市の安佐南工場と同等の排出ガス管理値を設定します。安佐南工場は、新南工場と同等の排ガス処理設備を備え、同等の処理対象物を焼却していますが、これまで、排出ガスの測定結果が管理値を超過したことはありません。</p> <p>また、清掃工場に搬入されたごみは、まず、ごみピットに貯えられ、ごみ質（可燃ごみとプラスチックの割合等）がおおよそ一定となるようにクレーンで攪拌した後に、焼却炉へ投入されるため、プラスチックのみを焼却することはありません。</p> |
| <p>事業計画地周辺には民間企業の発電所が2か所ある。</p> <p>南工場の処理対象物が増えることにより、一つ一つの施設は基準に適合していたとしても、三つの施設の排出ガスを合わせた場合、地域の大気環境は悪化するのではないか。</p> <p>現在の処理対象物を維持すれば問題はないと考えるが、どうか。</p> | <p>大気質の予測において、予測結果である将来濃度は、現況調査で把握した測定値と、新南工場の排出ガスによる寄与濃度を合計して算出しています。そのため、事業計画地周辺にある民間施設等の新南工場以外の影響については、現況調査において把握できているものと考えています。</p> <p>また、新南工場には現南工場よりも高度な排ガス処理設備を導入し、より厳しい値の排出ガス管理値を遵守して運転を行うこととしているため、現況と比較して大気環境への影響は小さくなると考えています。</p> |
| <p>新南工場と同等の排ガス処理設備を備えており、同等の処理対象物を焼却している他施設について、調べてその実情を公表すべきである。</p> | <p>本市の安佐南工場は、新南工場と同等の排ガス処理設備を備えており、同等の処理対象物を焼却しています。</p> <p>安佐南工場の排出ガスの測定結果については、本市ホームページで公表しています。</p> |
| <p>新南工場の煙突の高さは59mとなっているが、150m程度とすれば、二酸化炭素やばい煙物質等の排気ガスは、広島市全域に拡散することになり、広島市全体の問題として考えることができる。</p> | <p>煙突の高さは、60m以上とした場合に航空法の規制の対象となる事から、59mと設定し、環境影響評価を実施しました。その結果、施設の稼働に伴う排出ガスの影響については、環境基準等との整合が図られているものと評価していることから、59mより高くする必要はないと考えています。</p> <p>なお、近年整備された他都市の焼却施設においても、多くの施設で煙突の高さは59mとなっています。</p> |

| 市民意見の概要 | 意見についての事業者の見解 |
|---|---|
| <p>新南工場の建物、設備及び煙突等の耐震基準は、関東大震災や東日本大震災クラスの揺れや、津波には耐えられるのか。</p> | <p>建築基準法に基づく耐震基準を遵守して施設を整備します。なお、現行の建築基準法では、中規模の地震（震度5強）に対しては、ほとんど損傷を生じず、さらに、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。</p> <p>また、高潮による浸水可能性が指摘されている土地であることを踏まえ、建屋1階部分はコンクリート造とすると共に、水密性を有する扉にする等の浸水対策を講じることとしています。</p> |

準備書についての意見以外に、原子力発電に代わる各種発電システムについての意見がありました。